

別課法学科生徒 六十人

内

第一年 三十六人

第二年 二十四人

授業料一ヵ月納高

金七十円七十銭

(欄外注記1)

〔^(朱書)文部省 学七五〔号〕〕〔^(朱書)甲第四百十三号〕〔^(永井久一郎)〕

(欄外注記2)

〔^(朱書)急〕〔^(朱書)三月二三日達済〕〔^(内藤素行)〕

(欄外注記3)

〔^(注新次)〕

〔^(注新次)文部省准允〕自明治十九年至明治二十年、^(E 4)

190 元東京大学法学部別課法学科生徒司法省へ引継ぎに付照

会案

〔明治十九年三月十九日〕

(欄外注記1)
三月十九日

帝国大学総長 ^(渡辺洪基) ㊦

法科大学教頭 ^(森有礼)

文部大臣 ^(花押)

(欄外注記2)

総務局長 ^(注新次) ㊦

学務局長 ^(浜尾新) (花押)

司法省へ照会案

当省所轄元東京大学法政学部別課法学生徒之儀兼而御協議致候
通来四月一日ヨリ御省へ引継致度候条該生徒ニ関スル規則学科
課程等別紙一括相添此段及御照会候也

文部大臣

司法大臣宛

(欄外注記3)

(大窪 実) ㊦

書記官 ^(永井久一郎) ㊦